

平成 30 年御嵩町議会第 2 回臨時会会議録

1. 招集年月日 平成 30 年 7 月 18 日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成 30 年 7 月 18 日 午前 9 時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第 8 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）
 - 議案第 36 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 2 号）について
 - 議案第 37 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議事日程第1号

平成30年7月18日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

町長報告 1件

報告第8号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 2件

議案第36号 平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第37号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第5 議案の審議及び採決 2件

議案第36号 平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第37号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 山田儀雄	1番 奥村雄二	2番 安藤信治
3番 伏屋光幸	5番 高山由行	6番 山口政治
7番 安藤雅子	8番 柳生千明	9番 加藤保郎
10番 大沢まり子	11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 寺本公行
教育長 高木俊朗	総務部長 伊左次一郎
民生部長 加藤暢彦	建設部長 亀井孝年
企画調整 担当参事 長屋史明	教育参事兼 学校教育課長 山田徹
総務防災課長 須田和男	企画課長 小木曾昌文

亜炭鉱廃坑
対策室長 大 鋸 敏 男

住民環境課長 若 尾 宗 久

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各 務 元 規

議 会 事 務 局
書 記 丸 山 浩 史

開会の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。したがって、平成30年御嵩町議会第2回臨時会は成立しましたので、これより開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですのでお願いをいたします。

招集者、町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

本日は早朝より第2回臨時会に応じていただき、御参集いただきました。まことにありがとうございます。

大変暑くなっております。豪雨がやんだかと思いましたが、ちょっと耐えがたいような暑さになっており、昨日は豊田市の小学生が1人、熱射病ということで命を落としました。豪雨災害で避難されている方々も含めてお見舞いを申し上げなければいけないわけでありますけれど、災害の中で命からがら逃げられた方々、今大変な思いでこの暑さをしのいでみえるのではないかと思いますと、二次被害が心配であるなど、そんなことも考えながら、日々情報を入手しているところであります。

ぜひ皆さんには、健康に留意されまして、御嵩町のために大きな事業が控えているわけありますので、管理をしっかりしていただいた上で、この夏を乗り切っていただきたい、このように思っております。私も若干体調を崩したりしておりましたが、逆に本当に暑くなったから調子がよくなりましたので、まだまだ元気があるのかなと思いつつ本日の臨時会に向かったところであります。

本日の皆さんへの議案提案は2議案、そして報告1件であります。慎重なる御審議をいただきますことをお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思っておりますので、よろしくをお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 安藤信治君、3番 伏屋光幸君の2名を指名します。

会期の決定

議長（山田儀雄君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、7月11日に行いました議会運営委員会で本日1日と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日7月18日の1日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（山田儀雄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長報告を行います。

報告第8号 専決処分の報告について、朗読を省略し説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 大鋸敏男君。

亜炭鉱廃坑対策室長（大鋸敏男君）

皆さん、おはようございます。

それでは、諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

報告第8号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決第7号 専決処分書。平成29年御嵩町議会第3回臨時会で議決され、平成30年第2回定例会で議決を経て、工事請負契約の一部変更について、平成30年7月3日専決処分をいたしました。

契約の目的は、平成29年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業第1期①防災工事でございます。

契約の金額 5 億 412 万 9,960 円を 110 万 5,920 円減額し、5 億 302 万 4,040 円に変更するものでございます。

変更理由は、確認ボーリング数量、泥土処理量等の変更による減額でございます。

契約の相手方は、飛島・本州緑化特定建設工事共同企業体です。

それでは次に、資料つづり 1 ページ、2 ページをお願いいたします。

工事請負変更契約書の写しとなります。

次の 3 ページをお願いいたします。

工事の施工箇所を示した位置図となります。

右上に工事の変更概要を記載しております。

確認工箇所数が 12 カ所から 10 カ所に減少したため、削孔数量が 167 メートルから 130 メートルに減少いたしました。泥土処分量は 110 立方メートルから 132 立方メートルに増加しました。

以上、報告をさせていただきます。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（山田儀雄君）

日程第 4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に上程されました議案第 36 号と議案第 37 号の 2 件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件 2 件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第 36 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 2 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

おはようございます。

それでは、議案第 36 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

今回の補正は、このうち議案第 37 号で御説明申し上げます公用車の事故に関する和解に伴い、保険金及び賠償金に関連する歳入歳出の補正をお願いするものでございます。

ピンク色の表紙、平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算書（第 2 号）の表紙をおめくりいた

だきまして、1 ページをお願いいたします。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額に158万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億4,783万3,000円とする旨規定をしております。

各款項ごとの補正額につきましては、次の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正によりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

1枚めくりまして、4ページの上段、歳入欄をお願いします。

本補正予算の歳入につきましては、款20 諸収入、項目ともに雑入、節01 総務費雑入で158万9,000円の増額をお願いいたします。

公用車事故に伴う自動車損害共済基金からの保険金で、内訳としましては相手方への賠償金相当額89万円と自動車全損による車両保険相当額69万9,000円でございます。この車両保険相当額の中には、相手方からの賠償金も含まれております。

下段、歳出では款02 総務費、項01 総務管理費、目01 一般管理費、節22 補償、補填及び賠償金で、相手方への損害賠償金として89万円を増額、目16 基金費の節25 積立金で車両保険相当額69万9,000円を財政調整基金に積み立てる追加補正をお願いするものでございます。

以上、議案第36号についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

議案第37号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

住民環境課長 若尾宗久君。

住民環境課長（若尾宗久君）

おはようございます。

それでは、議案第37号 和解及び損害賠償の額を定めることについて説明いたします。

議案つづりの2ページをごらんください。

今回の内容は、自動車事故に係る損害賠償額の確定と相手方との和解及び賠償金の支払いをするためのものですが、その額が地方自治法の規定による町長の専決処分事項の金額を超えるため、同法第96条第1項第12号及び13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

初めに、1. 和解及び損害賠償の相手方について、住所、愛知県西尾市東幡豆町走り付52番地、氏名、越野真斗さんであります。

2. 事故の概要ですが、平成30年5月14日月曜日午前8時45分ごろ、本町職員が出張先に向かう途中、愛知県西尾市江原町川流6番地の国道23号線西尾東インター交差点を名古屋

方面から西尾市街方面へ右折する際、直進してきた相手方車両と衝突したものであります。この事故により、公用車は全損で廃車、相手方車両は右側前方部を破損したものであります。なお、相手方、職員ともけがはございませんでした。

3. 和解条項及び損害賠償の額ですが、(1)町は、相手方に対し、本件事故の損害賠償額として88万9,670円の支払い義務があることを認め、これを支払う。(2)相手方は、町に対し、本県事故の損害賠償額として11万2,806円の支払い義務があることを認め、これを支払う。(3)町及び相手方は、今後本件に関して裁判上または裁判外において、一切異議申し立て、請求を行わない。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は9時30分といたします。

午前9時14分 休憩

午前9時30分 再開

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をいたします。

議案の審議及び採決

議長（山田儀雄君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第36号 平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号 平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について、採決を行

います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 37 号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 37 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（山田儀雄君）

日程第 6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について、次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（山田儀雄君）

以上で本臨時会に提出されました案件は終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは、上程させていただきました2議案を議了していただきまして、まことにありがとうございます。

議案の内容については、何も生み出さない非常に残念な議案ではあります。このところ、市内でのついうっかりという交通事故も頻繁に起きているというような状況があります。何が悪いのかを徹底調査した上で、一人一人の心がけをしっかりとさせていくよう、これからも注意してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

先般の岐阜県を含む西日本の豪雨災害で山の崩落などを見ておられますと、気がついた方があるかもしれませけれど、流れ出している流木というものはほとんどが根っこの部分を、また上のほうの部分も、チェーンソーか何かで切ったような形で流れてきていると。これは、ほとんどが切り捨て間伐されたものだとは推測されます。運び出すときにそういう作業をしたのかどうかわかりませんが、あの状況の中ではそれほどの細やかなことはできなかつただろうと思うと、流れていく姿も全て見ていますと、切り捨て間伐がいかに自然の災害をむしろ引き起こしているかということも考えられるということ強く私自身も感じております。

現段階で、御嵩町は切り捨て間伐は一切しておりません。そういう意味では、もっと細やかに切ったものの端材なども全てを持ち出すことを考えていかないと、山が保水力をしっかりと持った、人間を守ってくれるような山にはなっていないという考え方で進めております。

環境モデル都市というのは、23、全国であるわけでありませけれど、温暖化効果ガスというものをいかに減らしていくのかがピンポイントで一つの大きなテーマになっております。そういう意味では、全国でたかだか 23 のまちが取り組んだところで、それが解決するわけではありませけれど、少しでも波及させていくことが、今後の環境モデル都市である御嵩町の責任でもあるなということを感じております。

昨日犠牲になった小学生も、この高い温度の中での行動がやはり命を奪ってしまったということであろうかと思えます。これだけ暑くなりますと、部屋の中、クーラー等もしっかりかけていますので、余計その温度差というものが、外気との違いが体を痛めつけるということにつながっているのかなと思えますと、全体的なやはり環境というものを考えていかないと、これは手おくれになるという状況になるかと思えます。大体傷め続けたものは、30年傷め続けられ

ば、もとに戻すのには 30 年かかる、40 年かかるというようなことも言われておりますので、地道にやりつつ取り組んでいただける地域を一つでも多くしていくということが必要ではないのかなということを考えております。

御嵩町には課題がたくさんありますけれど、その課題を一つ一つ、欲張りでもいいですから、複数、しっかりと取り組みながら町民の安心・安全を確保していきたいと思っておりますので、議会の皆さんもぜひ御協力を願いまして、いろんなアイデアも出していただいた上で取り組んでまいりたいと思っておりますので、本日この臨時会、最終の私の挨拶にさせていただきたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

閉会の宣告

議長（山田儀雄君）

これをもちまして平成 30 年御嵩町議会第 2 回臨時会を閉会します。これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午前 9 時 36 分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長 山 田 儀 雄

署 名 議 員 安 藤 信 治

署 名 議 員 伏 屋 光 幸